第二百七十四条を第二百八十三条とし、同条の前に次の四条及び節名を加える。

（認可の申請）

第二百七十九条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

一　名称

二　純資産額

三　事務所の所在地

四　役員の氏名及び住所並びに会員の商号

2　前項の認可申請書には、定款、業務規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3　第九十九条第七項の規定は、第一項第二号の純資産額について準用する。

（認可の基準）

第二百八十条　主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。

二　認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三　役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。

四　純資産額が三十億円以上であること。

五　業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

六　当該申請に係る委託者保護基金の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

2　第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。

（理事長への事務引継）

第二百八十一条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（登記）

第二百八十二条　委託者保護基金は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2　委託者保護基金は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第四節　管理

第二百七十三条第一項中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「定款」の下に「及び業務規程」を加え、同条第五項中「及び」を「（以下この条において「加入予定者」という。）及び」に改め、同条第六項中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に、「第二百八十五条第二項」を「第二百九十二条第二項」に改め、同条第七項中「第二百八十六条本文」を「第二百九十五条本文」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　各加入予定者の創立総会の議決権は、平等とする。

9　第二百七十三条に次の三項を加える。

10　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

11　委託者保護基金と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。

第二百七十三条を第二百七十八条とし、同条の前に次の二条、一節及び節名を加える。

（登記）

第二百七十三条　委託者保護基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（不法行為能力等）

第二百七十四条　委託者保護基金は、理事長又は理事がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

第二節　会員

（会員の資格）

第二百七十五条　委託者保護基金の会員たる資格を有する者は、商品先物取引業者に限る。

2　委託者保護基金は、商品先物取引業者が当該委託者保護基金に加入しようとするときは、正当な事由により加入を制限する場合を除き、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

（加入義務等）

第二百七十六条　商品先物取引業者は、いずれか一の委託者保護基金にその会員として加入しなければならない。

2　第百九十条第一項の許可を受けて商品先物取引業を行おうとする者（国内の営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。）又は第百九十五条第一項第一号の届出（第百九十二条第一項第五号に係るものに限る。）をして国内の営業所若しくは事務所において第二条第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる行為を業として行おうとする者（委託者保護基金の会員でない者に限る。）は、その許可の申請又は届出に先立つて、いずれか一の委託者保護基金に加入する手続をとらなければならない。

3　前項の規定により委託者保護基金に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、当該委託者保護基金の会員となる。

4　商品先物取引業者は、委託者保護基金に加入した場合又は所属する委託者保護基金を変更した場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（脱退等）

第二百七十七条　委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護基金を脱退する。

一　第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定による第百九十条第一項の許可の取消し

二　第百九十条第二項又は第百九十七条第二項の規定による第百九十条第一項の許可の失効

2　商品先物取引業者は、次に掲げる場合を除き、その所属する委託者保護基金を脱退することができない。

一　前項各号に掲げる事由による場合

二　第百九十五条第一項第二号の届出をする場合

三　主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金の会員となる場合

3　前項第一号又は第二号の場合において委託者保護基金を脱退した者は、第三百二条から第三百十一条までの規定の適用については、なお当該委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなす。

4　商品先物取引業者は、その所属する委託者保護基金を脱退した場合（第一項の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該商品先物取引業者が当該委託者保護基金を脱退するまでに第三百三条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当することとなつた商品先物取引業者のために当該委託者保護基金が行う業務（第三百六条第一項及び第三百八条第一項の業務に限る。）に要する費用のうち、脱退した商品先物取引業者の負担すべき費用の額として業務規程で定めるところにより当該委託者保護基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。